

答申第 596 号

平成 26 年 12 月 11 日

神奈川県知事 黒岩 祐治 殿

神奈川県情報公開審査会
会 長 西 谷 剛

行政文書公開請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成 25 年 9 月 19 日付けで諮問された特定団体の理事会の配付資料等一部非公開の件（その 2）（諮問第 648 号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

特定団体の理事会の配付資料等を一部非公開としたことは、妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、特定の2日に開催された特定団体（以下「本件団体」という。）の理事会（以下「本件理事会」という。）の復命書及び配付資料（以下「本件行政文書」と総称する。）について、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、平成25年7月19日付けで、一部非公開とした処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める、というものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人の主張は、今回の一部公開では、本件理事会での審議内容の全貌が明らかでなく、特に本件団体構成員（以下「本件構成員」という。）の解雇に係る解雇理由など審議内容が明らかになっていないとするものである。

3 実施機関（県民局くらし県民部文化課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件処分を行った理由は、次のとおりである。

(1) 本件行政文書について

県は、本件団体に対して、毎年度補助金を交付し、また、本件団体が公益財団法人移行を目指して債務超過解消と財務基盤強化を図るため設置した基金について、その造成を支援していることから、本件団体の運営に参画する必要があり、県の理事（拉致問題・文化振興担当）が、本件団体の理事に就任している。

また、本件理事会が開催される際には、補助金等団体支援に係る事務の所管課である実施機関の職員が、オブザーバーとして出席している。

本件理事会は、本件団体の理事及び関係者以外は出席しない非公開の会議であり、本件行政文書には、専ら法人の内部管理に関する情報が多く記載されているうえ、実施機関が、その権限に基づいて取得したものではないため、その取扱いにあたって、本件団体の運営の自主性・自律性を十分尊重する必要がある。特に本件団体の意思に反して公開した場合に、今後の理事会にお

ける自由かつ率直な意見交換が阻害され、理事会の審議・議決に支障が生じるなど、本件団体に不利益をもたらすことのないよう留意する必要がある。

そこで、諾否決定にあたっては、事前に本件団体に対して意見書の提出機会を付与して、本件団体が自ら主体的に公表している情報の有無や、公開すると本件団体に不利益をもたらす情報の有無等を確認のうえ、慎重に検討を行った結果、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第5条第1号及び第2号該当により、一部の情報を非公開としたものである。

配付資料のうち一部非公開とした文書（以下「本件対象文書」という。）及び非公開情報（以下「本件非公開情報」という。）は、次のとおりである。

（先に開催された理事会）

本件対象文書	本件非公開情報
座席表、出席者名簿 （以下「文書1」という。）	○一部出席者の氏名・所属
平成23年度収支補正予算書（案） （以下「文書2」という。）	○備考欄の記載内容の一部
平成24年度収支予算書（案） （以下「文書3」という。）	○備考欄の記載内容の一部
法人寄付一覧 （以下「文書4」という。）	○一部の法人名及び金額
2007年から2012年までの歩み （以下「文書5」という。）	○2008年の記載事項の一部
平成元年度から平成23年度までの 財務等に関する表 （以下「文書6」という。）	①財務に関する項目・記載内容の一部とその金額 ②労働組合の欄に記載された個人の氏名、専務理事・常務理事欄の括弧書き

（後に開催された理事会）

本件対象文書	本件非公開情報
理事会概要復命書 （以下「文書7」という。）	○一部出席者の氏名・発言内容
理事会等の流れ（想定）・次第 （以下「文書8」という。）	○第3号議案の内容
座席表、出席者名簿 （以下「文書9」という。）	○一部出席者の氏名・所属

自主公演入場者一覧 (以下「文書 10」という。)	○購入者数、有料入場者数、招待者数、差引 有料数欄に記載された人数及び割合 (%)
財産目録 (以下「文書 11」という。)	○個々の財産の内訳、数量、取引先の名称、 借入先等
処務の概要 (以下「文書 12」という。)	①役員会等に関する事項のうち、 ・議決権の行使状況 ・審議への参加状況 (委任状提出による出 席者数) ・役員会等の運営に係る状況 ②その他重要事項のうち平成 23 年 7 月 31 日 の内容欄 ③その他重要事項のうち平成 23 年 12 月 31 日の内容欄にある評価委員の氏名
第 3 号議案 (以下「文書 13」という。)	○議案内容
平成 23 年度・24 年度個人定期会員 加入数 (以下「文書 14」という。)	○一般及び割引に関する人数
平成 23 年度賛助会員受付状況 (以下「文書 15」という。)	○平成 23 年度の法人・個人からの寄付募集 受付状況のうち、 ・支援先数に関する説明 ・賛助会員の異動状況
重要伝達事項 (以下「文書 16」という。)	○冒頭部分以外の記載内容

(2) 決定期限について

異議申立人が公開すべきであると主張している情報を非公開とした理由は、次のとおりである。

ア 文書 1 の非公開理由

財団法人 (特例民法法人) である本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページ等でも公開されているが、本件理事会について、各理事の出欠状況や、評決の委任の有無については公開されておらず、座席表及び出席者名簿を公開すると、出席者が特定されることにより、個人の意思表示が明らかになるおそれがあり、また、一般に公開されていない法人の人事に関する審議や評決の状況が明らかになるおそれがあることから、条例第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当し、非公開とした。

ただし、役付きの理事 (理事長、副理事長及び専務理事) については、

本件団体を代表して業務を執行する職責にある者として、一般に出席は当然と考えられるので公開とし、県職員である理事の出欠状況については、職務専念義務の免除の手続を経て本件団体の理事に就任していることに鑑み、他の理事と同じ扱いとした。

イ 文書2の非公開理由

備考欄に個々の収入・支出科目の予算額の補正に係る本件団体事務局の説明や分析が記載されており、これらは関係者以外には公表していない本件団体の内部管理に関する情報（経理に関する情報）に該当する。

また、意見照会の際に本件団体に確認したところ、これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載したものであることであり、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じたり、本件団体の資料作成の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、条例第5条第2号該当により非公開とした。

ウ 文書3の非公開理由

備考欄に個々の収入・支出科目の予算額の補正に係る本件団体事務局の説明や分析については、これらは関係者以外には公表していない本件団体の内部管理に関する情報（経理に関する情報）に該当する。

また、意見照会の際に本件団体に確認したところ、これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載したものであることであり、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じたり、本件団体の資料作成の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、条例第5条第2号該当より非公開とした。

エ 文書4の非公開理由

寄付者の名称や金額等寄付に関する情報は、寄付者の意向を尊重して、取扱いに留意しないと、寄付者側に不利益をもたらすおそれがあるうえ、寄付者と本件団体との関係の悪化を招き、今後の支援の後退や本件団体の信用低下にも繋がるおそれがあることから、寄付金額を自ら公表している寄付者や公表を承諾している寄付者以外の名称及び金額については、条例第5条第2号に該当により、非公開とした。

オ 文書5の非公開理由

個人に関する情報であり、本件団体の内部管理に属する情報（人事に関する情報）に該当し、条例第5条第1号及び第2号該当により非公開とした。

カ 文書6①の非公開理由

本件団体に対して意見照会を行って確認したところ、本件団体が、関係者に対して本件団体の過去の状況を説明するための資料として作成したものであり、本件団体事務局による口頭での説明と併せて用いることを想定して、過去の決算資料から任意の項目を抽出して表にしたものとのことである。このため、必要な補足説明を伴わないまま、当該文書が公開されると、記載された内容について誤解を生じたり、本件団体の資料作成の意図に反して利用されたりするおそれがあることから、条例第5条第2号該当により、一部の情報について非公開とした。

キ 文書6②の非公開理由

役員等の変遷に係る記載のなかに、一般に公開されていない個人情報も記載されていることから、それらについては、条例第5条第1号に該当し、非公開とした。

ク 文書7の非公開理由

復命書には、特定の評議員や理事等の氏名やその発言、質疑応答の具体的な内容が記載されており、これらの情報が公開されると、個人の意思表示が明らかとなったり、専ら法人の内部管理に属する審議内容が明らかとなったりするおそれがあることから、条例第5条第1号及び第2号該当により、一部の情報について非公開とした。

ケ 文書8の非公開理由

第3号議案については、一般に公表されていない事項に関わり、条例第5条第1号及び第2号に該当すると判断されるため、非公開とした。

コ 文書9の非公開理由

財団法人（特例民法法人）である本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページ等でも公開されているが、本件理事会について、各理事の出欠状況や、評決の委任の有無については公開されておらず、座席表及び出席者名簿を公開すると、出席者が特定されることにより、

個人の意思表示が明らかになるおそれがあり、また、一般に公開されていない法人の人事に関する審議や評決の状況が明らかになるおそれがあることから、条例第5条第1号及び第2号に該当し、非公開とした。

ただし、役付きの理事（理事長、副理事長及び専務理事）については、本件団体を代表して業務を執行する職責にある者として、一般に出席は当然と考えられるので公開とし、県職員である理事の出欠状況については、職務専念義務の免除の手続を経て本件団体の理事に就任していることに鑑み、他の理事と同じ扱いとした。

サ 文書 10 の非公開理由

購入者数、有料入場者数、招待者数及び差引有料数欄に記載された人数及び割合（％）は、本件団体が公表していない情報であり、これらは本件団体の内部管理に関する情報（経理に関する情報）及び営業活動の内容に関する情報（販売実績）であり、条例第5条第2号該当により非公開とした。

シ 文書 11 の非公開理由

財産目録については、個々の財産の内訳、数量、取引先の名称、借入先等、本件団体の内部管理に関する情報（経理に関する情報）、債務に関する情報及び営業活動の内容に関する情報が記載されており、科目・金額の詳細については、条例第5条第2号該当により非公開とした。

ス 文書 12①の非公開理由

議決権の行使状況、審議への参加状況（委任状提出による出席者数）、役員会等の運営に係る情報は、公表されていない本件団体の内部管理に関する情報に当たるため、条例第5条第2号該当により非公開とした。

セ 文書 12②の非公開理由

人事に関する情報が記載されており、条例第5条第1号及び第2号に該当するため非公開とした。

ソ 文書 12③の非公開理由

評価委員の氏名は、公開されておらず、個人に関する情報であり、条例第5条第1号該当により非公開とした。

タ 文書 13 の非公開理由

第3号議案については、一般に公表されていない事項に関わり、条例第5条第1号及び第2号に該当すると判断されるため、非公開とした。

チ 文書14の非公開理由

定期会員チケットの販売状況の詳細を記した資料であり、本件団体が外部に公表していない営業活動に関する情報であることから、条例第5条第2号該当により非公開とした。

ツ 文書15の非公開理由

本件団体の賛助会員の異動状況（新規、退会の受付状況）が記載されており、本件団体の営業活動に関する情報であることから、条例第5条第2号該当により非公開とした。

テ 文書16の非公開理由

人事に関する情報が記載されており、専ら法人の内部管理に属する事項であることから、条例第5条第1号及び第2号該当により非公開とした。

4 審査会の判断理由

(1) 本件行政文書について

本件行政文書は特定の2日に開催された本件団体の理事会の復命書及び配付資料である。

(2) 条例第5条各号の規定について

ア 条例第5条第1号の規定について

条例第5条第1号は、情報公開請求権の尊重と個人に関する情報の保護という二つの異なった側面からの要請を調整しながら、個人を尊重する観点から、個人に関する情報を原則的に非公開とすることを規定している。

(ア) 条例第5条第1号本文の規定について

条例第5条第1号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすると規定している。

(イ) 条例第5条第1号ただし書の規定について

条例第5条第1号ただし書は、個人情報であっても、同号ただし書ア

からエまでに該当するものは公開すると規定している。

イ 条例第5条第2号の規定について

(ア) 条例第5条第2号本文の規定について

条例第5条第2号は、法人等又は事業を営む個人には、社会の構成員としての自由な事業活動が認められている。このため、公開することにより当該法人又は当該個人の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」情報については、本号本文で非公開とする措置を講じつつ、本号ただし書において、人の生命、身体等保護のために必要な情報について公開する措置を講じたものである。

条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 条例第5条第2号ただし書の規定について

条例第5条第2号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる」場合には例外的に公開できると規定している。

ウ 本件対象文書について

(ア) 文書1に記載されている情報のうち非公開とした情報（以下「非公開情報1」という。）は、理事長、副理事長並びに専務理事以外の理事及び評価委員ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体のホームページにおいても公開されているが、理事会での出欠状況や、評決の委任の有無については外部に公開されていない。

非公開情報1を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人の意思表示が明らかになると、公開されることを前提として

いなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。

以上のことから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (イ) 文書2に記載されている情報のうち非公開とした情報は、個々の収入及び支出科目の予算額に係る本件団体事務局の説明や分析であり、これらは、外部に公開されていない経理に関する法人の内部管理の事項に属する情報である。

これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載されたもので、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じさせるおそれ又は本件団体の意図に反して用いられ、本件団体の運営に不利益をもたらすおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (ウ) 文書3に記載されている情報のうち非公開とした情報は、収入・支出科目に係る本件団体事務局の説明や分析であり、これらは、外部に公開されていない経理に関する法人の内部管理の事項に属する情報である。

これらの情報は、本件理事会において口頭での補足説明を伴うことを想定して記載されたもので、必要な説明を欠いて外部に公開されると、誤解を生じさせるおそれ、本件団体の意図に反して用いられ、本件団体の運営に不利益をもたらすおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (エ) 文書4に記載されている情報のうち非公開とした情報は、一部の法人名及び金額である。

寄付者の名称や金額等の情報については、寄付者の意向に留意しなければ、不利益をもたらすおそれがあること、また、寄付者と本件団体との関係悪化を招き、本件団体への支援の後退や本件団体の信用低

下に繋がるおそれがあり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、寄付金額を自ら外部に公開している寄付者及び外部への公開を承諾している寄付者以外の法人名及び金額については、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(オ) 文書5に記載されている情報のうち非公開とした情報は、個人に関する情報であり、特定の個人が識別されるとともに、本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

(カ) 文書6に記載されている情報のうち非公開とした情報①は、外部に公開されていない本件団体の財務に関する情報であり、本件団体内部の経理に関する情報と認められ、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

(キ) 文書6に記載されている情報のうち非公開とした情報②は、労働組合の欄に記載された個人の氏名及び専務理事、常務理事に関する情報であり、これらの情報は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されることから、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

(ク) 文書7に記載されている情報のうち非公開とした情報は、特定の理事、評議員等の氏名、発言内容である。

理事会での出欠状況や発言内容については外部に公開されていない。公開することにより、出席者が特定され、個人の意思表示が明らかになることから、個人に関する情報であって、個人の権利利益を害するおそれがある。また、発言内容により、法人の内部管理の事項に属する情報が明らかになり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

(ケ) 文書8に記載されている情報のうち非公開とした情報は、第3号議案の内容である。当該議案は、個人に関する情報であり、個人の権利

利益を害するおそれがあるとともに、団体の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (コ) 文書9に記載されている情報のうち非公開とした情報（以下「非公開情報2」という。）は、理事長、副理事長及び専務理事以外の理事及び理事代理ほか一部出席者の氏名・所属である。本件団体の理事の氏名は、登記事項であり、本件団体ホームページにおいても公開されているが、理事会での出欠状況や評決の委任の有無については外部に公開されていない。

非公開情報2を公開すると、出席者が明らかになることから、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。

また、人事に関する本件団体の内部管理に属する事項についての特定の個人の意思表示が明らかになると、公開されることを前提としていなかった理事会において、自由な議論をためらわせるなど、今後の率直な意見交換が阻害される可能性があるため、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」がある。

以上のことから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (サ) 文書10に記載されている情報のうち非公開とした情報は、購入者数、有料入場者数、招待者数及び差引有料者数欄に記載された人数及び割合（％）である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報（経理に関する情報）であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (シ) 文書11に記載されている情報のうち非公開とした情報は、財産目録に記載されている個々の財産の内訳、数量、取引先の名称、借入先等である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報（経理に関する情報）であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (ス) 文書12に記載されている情報のうち非公開とした情報①は、議決権の行使状況、審議への参加状況（委任状提出による出席者数）及び役員会の運営状況である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (セ) 文書12に記載されている情報のうち非公開とした情報②は、個人に関する情報で、特定の個人が識別され、また、本件団体内部の人事に関する情報であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (ソ) 文書12に記載されている情報のうち非公開とした情報③は、評価委員の氏名である。

評価委員会は、楽団員就業規則に基づき設置され、本件団体事務局から報告する本件構成員の懲戒等の諸事案を評価するものであり、その構成員は外部に公開されていない。

そのため、評価委員の氏名は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるため、条例第5条第1号本文に該当すると判断する。

- (タ) 文書13に記載されている情報のうち非公開とした情報は、第3号議案の内容である。当該議案は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、個人の権利利益を害するおそれがあるもの及び本件団体の内部管理の事項に属する情報で、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」が

あるものからなっており、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (チ) 文書14に記載されている情報のうち非公開とした情報は、一般及び割引の個人会員加入数である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報（経理に関する情報）であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (ツ) 文書15に記載されている情報のうち非公開とした情報は、本件団体の賛助会員の異動状況（新規、退会の受付状況）である。

これらは、外部に公開されていない情報で、本件団体の内部管理の事項に属する情報（経理に関する情報）であり、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第2号本文に該当すると判断する。

- (テ) 文書16に記載されている情報のうち非公開とした情報は、冒頭部分以外の記載事項であり、人事に関する情報が記載されている。

これらは、個人に関する情報であって、特定の個人を識別され、また、本件団体内部の人事に関する情報で、公開することにより、本件団体の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれ」があることから、条例第5条第1号本文及び第2号本文に該当すると判断する。

- (ト) 前記（ア）から（テ）までに掲げる情報は、「法令又は条例の規定により何人にも閲覧、縦覧等又は謄本、抄本等の交付が認められている情報」、「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「公務員等の職務の遂行に関する情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る情報」又は「人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」とは認められないので、条例第5条第1号ただし書アからエまでのいずれにも該当せず、条例第5条第2号ただし書きにも該当しないと判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 25 年 9 月 19 日	○ 諮問
10 月 10 日	○ 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
10 月 31 日	○ 実施機関から非公開等理由説明書を受理
11 月 7 日	○ 異議申立人に非公開等理由説明書を送付
平成 26 年 6 月 17 日 (第 129 回部会)	○ 審議
8 月 18 日 (第 131 回部会)	○ 審議
9 月 9 日 (第 132 回部会)	○ 審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
相川 忠夫	関東学院大学大学院教授	
入江 直子	神奈川県大学教授	
柿崎 環	明治大学教授	部会員
交告 尚史	東京大学大学院教授	会長職務代理者 (部会長を兼ねる)
沢藤 達夫	弁護士（横浜弁護士会）	部会員
西谷 剛	元國學院大学法科大学院教授	会長
東 玲子	弁護士（横浜弁護士会）	

（平成 26 年 12 月 11 日現在）（五十音順）